

産業廃棄物収集運搬業許可証

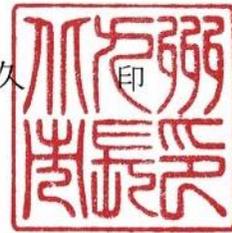
住 所 福岡県中間市大字垣生1625番地の1

氏 名 有限会社 美浄社

（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 太田 和典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武 内 和 久



許 可 の 年 月 日 令和 7年 8月 9日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 12年 8月 8日

1 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、鋳さい、がれき類以上15種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

積替え又は保管を含む

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）以上2種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

所在地：北九州市若松区響町一丁目85番8

面 積：4平方メートル

産業廃棄物の種類：汚泥、廃プラスチック類 以上2種類

3 許可の条件

汚泥の保管は、容器に収納し保管場所内に保管すること。積替えにあつては、指定された場所のみとし、産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

4 許可の更新又は変更の状況

別紙のとおり

5 積替え許可の有無 記載なし

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

4	許可の更新又は変更の状況					
	平成 7年 8月 9日	新規許可	平成12年 2月16日	変更許可		
	平成12年 8月 9日	更新許可	平成16年 2月19日	変更許可		
	平成17年 8月 9日	更新許可	平成21年 4月30日	変更許可		
	平成22年 8月 9日	更新許可	平成27年 8月 9日	更新許可		
	令和 2年 8月 9日	更新許可	令和 7年 8月 9日	更新許可		

以下余白

